

自動車保管場所証明について

下記のとおり、高知県警察本部にて情報を入手いたしましたのでお知らせします。

自動車保管場所証明（以下「車庫証明」という）は、本来その証明書を受取った後、車台番号の変更があった場合は、最初から出し直しをする必要があります。また、車庫証明の有効期間は証明日よりおおむね1ヶ月（四国運輸局高知運輸支局においては40日間）です。

今回発生した東日本大震災（以下「震災」という）の影響により、車の変更等を余儀なくされる場合が想定されますので以下のと通りの特別の扱いが行なわれます。

1. 震災の影響でやむを得ず車を変更する場合

「車台番号変更届」を提出することにより、発行済の車庫証明に署長印で訂正する。

1. 震災の影響で、有効期間内に自動車の登録ができない場合。

平成23年3月11日から同年6月29日までに期限が到来する車庫証明の有効期限を同年6月30日までとする。

別添様式

車台番号変更届

平成 年 月 日

警察署長 様

(納車責任者)

住 所

氏名又は名称

印

下記旧車台番号に係る車両については、去る、平成 年 月 日に発生した により、自動車登録の前に被災したことから、新車台番号に係る車両へと変更となります。

保管場所証明申請日	平成 年 月 日
受付番号 (ワンストップサービスによる申請の場合)	
申請者氏名	
旧車台番号	
新車台番号	